



こさがわちょう

第120号

平成27年1月19日

議会だより

編集発行

和歌山県

古座川町議会

TEL 0735-72-3410

FAX 0735-72-1858



門 松（池野山道の駅 虫喰岩）

平成26年12月定例会（12月9日～17日）

平成26年度補正予算、変更契約 2～3ページ

総務、産業建設常任委員会視察報告..... 4～5ページ

一般質問に4議員 6～10ページ

意見書、編集委員会より他 11～12ページ

26年度補正予算・変更契約などを審議

12月定例会は、12月9日から17日までの9日間開催し、執行部より26年度補正予算9件、条例7件、人事関係1件、変更契約等その他3件、計20件が提出され、いずれも原案のとおり可決しました。

今定例会の主な議案審議について要約して掲載します。

建設工事請負変更契約2件

1億579万円の増

保健福祉センター

問

5080万5880円を増額し、総額4億8757万7880円になった、変更内容は、

答 当初の完成予定の12月24日を68日間延長し、

平成27年3月2日に変更。

土工において、施工前に盛土材粒調確認のため、試し掘りを7メートル実施したところ、岩塊が確認され当初635立方メートルの計画を5194立方メートルに変更。

基礎工で、オーガ工

法を追加し、必要な支持力を確保する工法に変更。

基礎コンクリートを、約90立方メートル増に変更。

木工で、壁板張りを準不燃材に材質を変更。

電気設備工事で、弱電設備において、プロジェクター、ワゴンランプ等の設備を追加。

電気設備共用工事で、電線管、ケーブル等の増長。

機械設備工事で、ダクト設備の防火ダンパーを径100ミリから275ミリに変更。

屋外共用工事で、排水設備の硬質塩化ビニール管VP150Aを増長。

問

建築確認申請で、指摘されたのは、委託している設計監理業務が適正でなかったという

答 ことか。

建築確認申請と工事着手を、補助金申請などの関係で、並行で進めて来た為、今回の様な結果になった。

川口団地

問

5498万8200円増額し、総額4億9054万1400円になった、変更内容は、

答 当初の完成予定の、12月24日を75日間延長し、平成27年3月10日に変更。

土工において岩塊のため、オーガ工法を追加し、712立方メートルを1577立方メートルに変更。

B棟に35人用の浄化槽を建築確認時の指摘を受け、40人槽に変更したのが、主な要因である。

補正予算

問

地籍調査の事前調査

答 の予定地区は。

高池、三尾川、添野川地区の3地区を予定している。

答

リサイクル量が少なく、瓶色の選別などきめ細やかな作業が必要の為。

問 建設中の保健福祉センターと鳥獣害処理加工施設の進捗状況は。

答 保健福祉センターについては、27年3月2日の完成予定。

鳥獣害処理施設については、27年2月22日の完成予定である。

問

三尾川や明神などの各診療所の今後の担当医は。

答 三尾川、七川診療所は坂東先生で。明神、小川、田川診療所は森田先生の診療で調整中。



完成間近の保健福祉センター

一般会計補正予算（第7号）		歳出の主なもの
総務費		
地籍調査費	添野川地区の調査対象面積の増	336万円
	来年度の事前調査費 高池、三尾川、添野川地区	773万円
民生費		
老人福祉費	配食サービス事業（200食の利用者増加）	122万円
衛生費		
塵芥処理費	手数料（ガラス瓶類の引き取り手数料の単価16円が36円に）	95万円
農林水産業費		
農業振興費	多面的機能支払事業交付金（潤野、大柳、小川椎平の3地区）	65万円
山村振興対策事業費	町単独山村対策事業補助金（台風18、19号の農地災害対策）	600万円
	「山の恵み」活用事業補助金（にんにく生産組合 作付面積の増加）	30万円
土木費		
道路改良費	道路維持補修費（町道下露小川線法面対策工事）	150万円
	町道下部山手線測量業務委託料（高池地区）	320万円
消防費		
災害対策費	避難誘導看板設置委託料（池野山地区11カ所）	23万円
災害復旧費		
農地災害復旧費	現年補助災害復旧工事（三尾川地区 台風18号災害復旧対策）	90万円



にんにくの作付け（大柳）

条例改正

○古座川町課設置条例の全部を改正する条例

「総務課、財政課、住民福祉課、産業振興課、建設課」を「総務

課、税務住民課、健康福祉課、産業建設課」に、5課から4課にするもの。

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する

○教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

町長、教育長、職員
の12月の期末手当を15%引き上げるもの。

○古座川町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

支給対象者を「古座川町に住所を有する者」から「保護者または子どもがいずれかが古座川町に住所を有する者」に拡大する。

人事案件

固定資産評価審査委員として、立合の仲範美さんを選任することに同意。

仲範美さんは昭和27年12月18日生まれ。任期は平成29年12月15日まで。

西会津町・三島町を訪ねて

総務常任委員会視察報告

西会津町

福島県西会津町は面積298・13平方キロメートル、人口7147人、高齢化率41・7%の町である。昭和60年ごろの西会津町の現状は脳血管疾患の死亡率が全国の1・76倍、国民健康保険税は1・14倍という状況であり、脳卒中、

悪性新生物（特に胃がん）の死亡、また骨粗しょう症や、腰曲がり、膝関節変形等による寝たきり老人になりやすい人が多かった。原因として塩分摂取量が多いこと、たんぱく質の摂取量が少なく冬季間の運動量が少ない（積雪のため）ことがわかり対策として町民の健康意識の高揚、食生活改善推進員の養

成、そして「在宅健康管理システム」の導入をおこなったという説明であった。「在宅健康管理システム」を始めたのは平成6年から。当初は電話回線、8年からはCATV回線、22年からは光ケーブル回線を使用しておこない、現在端末機を251台設置している。

大きく減少した。保健師さんを中心とした町民の健康管理への取り組みの熱意は、こうしたシステムのだけでなく、食生活改善推進員を置いたり、各地区に116名の保健指導員を置いて検診率向上をはかり、現在システム利用者では90%一般の町民でも80%近い受診率というわが町になって現れている。町全体で取り組み健康への熱意は、高齢化率50%を超えたわが町にとって、ぜひとも学ばべき姿勢である。

三島町

三島町の「森の校舎カタクリ」は廃校校舎を宿泊研修施設として活用している。

三島町といえば、都市と農村の交流事業「ふるさと運動」を全国に先駆けて実施した町として有名であるが、「ふるさと運動」の受け入れ施設であった、

「民泊」の高齢化が進んで受け入れられなくなった。その代替施設として、また「生涯学習」をキーワードに地域の振興をはかるため、体験宿泊型の拠点施設として旧西方小学校を整備したのが始まりであるとの説明であった。

当初は町直営であったが、平成18年から指定管理者へ移行、地域の方が23名で「西方カタクリの会」をつくり運営。24年からは「合同会社カタクリの会」を設立して運営している。町から委託料をもらって運営しているのではなく、年31万5000円を施設使用料として収めているという説明には驚いた。施設が大きいため団体の宿泊に向いていること、体育館やプール・校庭などでの子ども会行事やスポーツ団体の利用があること。地域の方がたがつける料金は派手さはないが安心感・ポリウムがあつて大変好評であること、何より安く宿泊できること（宿泊代3000円、夕食代1260円）。など施設を案内していただきながら感心することひとしきりであった。



測定中の端末機



教室を改造した宿泊施設

山くじらの町を訪ねて

産業建設常任委員会視察報告

産業建設常任委員会は、10月19日から21日までの3日間、山陰の島根県邑智（おおち）郡美郷町の山くじらと鳥取県鳥取市の砂丘らつきよう栽培を視察した。

美郷町

美郷町の「おおち山くじら」とは猪肉の商標であり、平成11年、猪被害に困った町は、昔からある猟友会駆除班組織を解体し新組織による組織力の強化を図り、平成13年から15年まで猪の資源化の必要性を啓発・啓蒙するとともに、16年「おおち山くじら生産者組合」を設立。

17年山くじら絵図を商標登録（9月特許庁認証）同町内婦人会の獣害対策研修会等を開催しながら、猪肉の熟成サンプリングや、寄

生虫のサンプリング等をおこなった。

18年に山くじら倶楽部の結成により猪肉の惣菜・加工品の試食等をおこなう。

23年には猪皮革製品のデザイン募集を開始

した。

24年には、竹取物語作戦（獣害対策と地域資源利用のための竹林整備の身近な活用）を開始。

以上の結果、26年7月には東京都内で活躍



手作りで縫製された猪皮レザークラフト

するレストランのシェフを招き猪肉の活用を訴えた。

また10月には東京都内で夏場の猪肉の売り込みをおこなった。「町は食を通じ田舎と都会を結び、産業おこしだけでなく、地元自信や生きがいにつなげた」と締めくくった。（以上美郷町視察資料参考）

視察してまず感じたことは、町の担当者の公務員らしからぬ感覚であり、前例にこだわることのない経営感覚と、その理想を実現の為に手段を考えながら目標地点を定め、年次その目標に進める手段である。

またこの地域の山林を見ると、古座川町のように林地転換して植栽された山林は少なく、そのほとんどが自然林で下草よりも熊笹が林地を覆い尽くしていたのが印象的であり、やはりこの地域で言われているように、日本鹿が少ないように感じられた。

その足跡は、まず「猪肉を資源ととり、その必要性の啓発と啓蒙」「おおち山くじら生産者組合の設立」「食肉加工場として、旧フランスガモ処理場の再利用」「猪皮のレザークラフトの手作り縫製」で地元高齢者の手作りで地産地消を目指したことである。

このような歩みの中、猪肉と言えば私たちが感覚として受け取っているように、猪肉は寒い時期の肉でなければ美味しくないが、夏場の猪肉を食用に、また皮をレザークラフト用に用いる事が出来たという結果がでてきた。このような観点からわが古座川町が目指している食肉加工場（対象は鹿肉）の目指すべき到達点がかすかではあるが開けてきたように思える。

今後考えなければならぬのは植え付けの機械化であるが、栽培地が傾斜地であるためなかなか機械化が難しいと聞いた。古座川町では今、とにかく栽培が広がっているが、今後加工等も考えなければならぬ時期が来るのではないかと。

鳥取市

鳥取県の砂丘らつき

ようは痩せた土地でも育つという特性があり、古くからこの土地にあった作物であり、日本一の経営規模の産地になったと考えられる。

生産販売だけでは市場価格が安定しないため、加工部門を立ち上げ価格の安定を図り、現在は「洗いらつきよう」「根付らつきよう」「加工らつきよう」の三種に分けられて出荷調整しながら全国の市場に出荷されている。118ヘクタールで約78戸の農家で栽培されているが、一球一球手植えされ、その植え付けが夏場であるので高齢者には大変と聞いた。

一般質問

みんなの願いを町政に

4議員の質問事項は、次のとおりです

矢本 和久 議員（7ページ）

- ・わが町の学校教育について

大屋 一成 議員（8ページ）

- ・町山村対策事業補助金について

日下 博規 議員（9ページ）

- ・ふるさとづくり寄付金、ふるさとづくり基金積立金の財務処理について

新屋 常夫 議員（10ページ）

- ・大洪水、大津波に備え、高台への住宅地の造成について
- ・ヘリポートの設置について
- ・NHK和歌山放送の難聴地区の解消について

一般質問とは

一般質問は、議員が町の行財政全般にわたり、事務の執行状況や将来に対する方針等について説明を求め所信をただす、議員固有の権能として許されているものです。

質問したい議員は、町の抱える課題についてあらかじめ質問内容を通告しておきます。

質問形式は古座川町議会では、質問回数が3回までと制限されている代わりに時間制限が無い、という方式と、一問一答で質問回数に制限はないけれども時間が70分と制限されている2つの方式があり、そのどちらかを議員が選ぶことができます。

議案に対する質疑は議題外にわたったり、自分の意見を言うことはできませんが、一般質問は提案したり自分の意見を言うことができます。

なお、議会だよりの原稿は、一人約1260字以内にまとめることになっているため、全ての質問内容が掲載されているとは限りません。

わが町の 学校教育について

矢本 和久



わが町の今後の学校教育について、どのような考えを持っているのか。

教育当局の見解を聞きたい。

教育長

生きる力の育成のため、確かな学力、豊かな心、健やかな体という知・徳・体の調和のとれた教育の推進を目指したい。

また、来年度以降の重点施策として、保育所、小学校、中学校の連携で0歳児から15歳までの一貫した、英語教育に取り組みたい。

質問

4月に全国学力テストが実施され、8月に結果が発表された。

和歌山県の結果が、全8教科中7教科が47番中40番台、もう1教科が最下位となり「本県教育の危機的状況だ」と、県教育委員会も今後の対策を打ち出している。

基礎を問うA問題、応用を問うB問題であるが、わが町の成績を踏まえどのような対策を考えているのか。

教育長 小学生は国語、算数の各A、Bともに良い成績だった。中学生は国語B、数学Bについては、少し課題が残るが、国語A、数学Aは良い成績だった。

対策として県教育委員会が策定した、学力向上対策短期計画をもとに、町内各学校で学方向上推進プランを策定し、学力向上に取り組みたい。

質問

教育の中には、生涯教育、職業教育、人権教育などあり、地域での教育もある。

地域ぐるみで問題を認識した、学校教育に取り組んで頂きたい。

日常生活を規則正しくおこなう指導もしているが、学校だけの指導では、行き届かない部分もある。

地域を挙げて子供たちを育てていく意識で、教育に取り組みたいです。

質問

安全、安心な地元への食材を子供たちに提供する事が、心や体を育む大切なものと考え

える。学校給食の地産地消による、食育に対する見解を聞きたい。

教育長

平成26年4月から米飯については、古座川産米の活用に取り組んでいる。

これを機に児童生徒が、学校給食を通じて地元農業の理解を深め、地元農産物の継続的な消費拡大を図りたい。

質問

0歳児から15歳までの英語教育について、町長の見解を聞きたい。

義務教育までの学校教育は、その市町村が責任を持つべきものと考えている。

英語教育は、今の社会情勢で欠かせない言語であり、古座川町の中学校を卒業し

た時には、英語が読める、書ける、しゃべれる、英語圏の生徒と変わらない様な教育に取り組みたいです。

質問

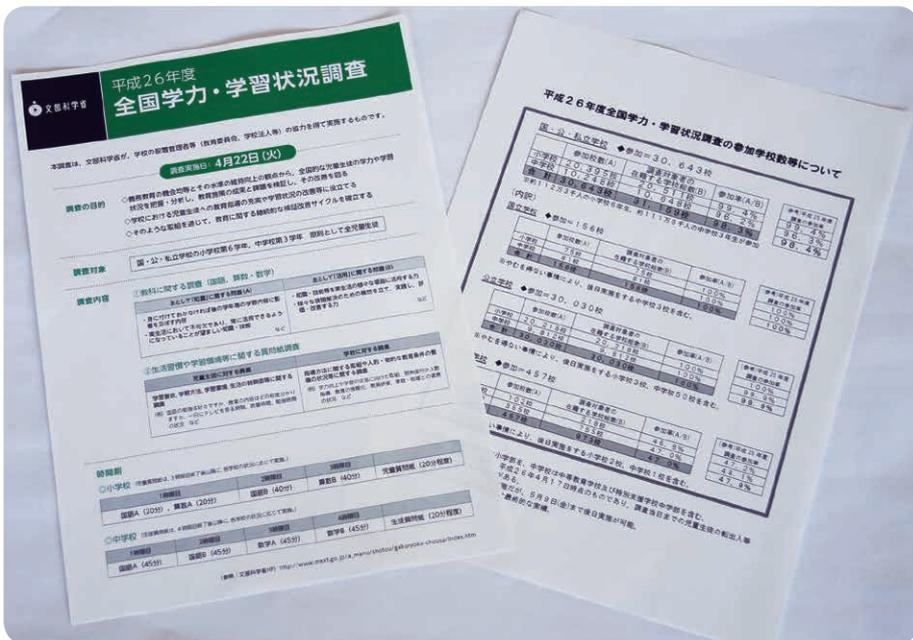
英語教育に具体的な考えはあるのか。

現在、4町村を1名の指導主事で学校教育

の指導をしているが、義務教育を幅広く指導できる指導主事を1名町で雇用したい。

また将来は、英語のできる職員を採用し、学校教育以外での、英語教育をできないか考えている。

(この文章は本人がまとめたものです)



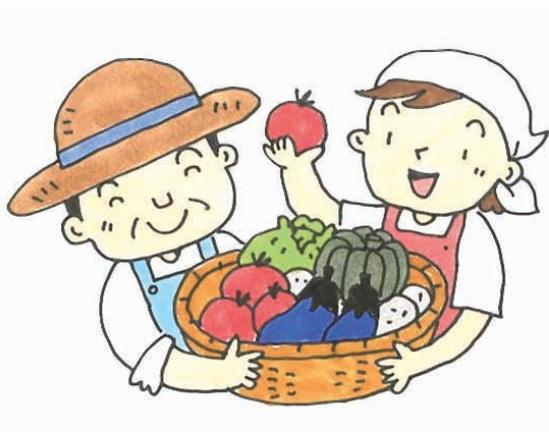
全国学力・学習状況調査資料

町山村振興対策事業の補助率を見直せ

大屋 一成



現在、この対策事業は4事業ある。増税等の影響により町民の生活負担が増え



ており、それらの補助率を見直す時期に来ているのではないか。

鳥獣害防止柵設置事業については、地域を守るため地場産業の振興に取り組んでいる方や、田畑を耕作されている方がたの補助率は材料費の5割以内となっているが、補助率を

8割にする考えはないか。

町長 獣害防除施設に対する補助金については、当初は新設する場合のみを対象としていたが、平成23年から補助対象範囲を広げ、追加改正をおこなった。内容は

- 既存施設に加え、防止効果を高めるために新たな対策
 - 台風等の自然災害による破損力所の修繕
 - 耐用年数を過ぎた施設の修繕
 - 1施設で年度を越えておこなう事業について、2カ年を限度として対象とする
- などの項目を追加した。本来なら個人が実施するものであり、住民の方がたに大きな負担を強いっている状況では

ないと思っている。とくに必要な事態が生じない限り、今後とも5割の補助率を基本に実施していきたい。

質問

この件は平成21年12月議会でおこなった質問で、5年前と比べると町民が生活する上での負担が増えている。

例えば、電気料は関西電力が原発停止により、火力発電に変えた事で燃料費が高騰し、その為、去年9月に電気料が9・75%アップした。また27年4月に10%を超えるアップを予定しているとの報道もされている。

ガソリンや灯油等は原油価格の下落により、最近では少し値下げになっているが、まだまだ高い価格である。町のふるさとバスは運行されておこなう事業について、2カ年を限度として対象とする

26年4月には、消費税が8%に増額された。これらに加えて、年金や健康保険料の問題等もあり、町民の生活は本当に苦しく精一杯の暮らしをしている。また国から材料が全額出る事業で、すでに4カ所に柵を設置しているが、国は費用対効果等で、審査が厳しくなったと聞いている。先に希望した所ができて、後の希望力所はできないんじゃないかという不公平感が出てくるのではないか。

集落を囲うような多額の費用がいる事業は町単独では難しいと思うが、この山村振興対策事業の補助率を上げ、農業で生計を立てようと頑張っている方、仕事をしながら農業している方、年金をもらいながら農業をし、野菜等を子供や孫に送る事を楽しみにしている高齢の方がたの負担を軽減すべきである。

産業振興課長 国も色いろな生活対策、経済対策をおこなっているが、地方には波及してきていなく、町民の負担が増加して



いるという事は確かにあると思う。大規模な柵については、現在、大学と連携し調査に入っている。調査しながら国費の申請、県に国の補助金を申請するための準備段階である。

色いろな部分で国も見直しがあると思うが、町単事業が対応できるものであれば、国や県の状況等を見ながら検討していきたいと思っています。(この文章は本人がまとめたものです)

総計予算主義の

原則を守れ

目下 博規



金額は1万円と小額ながらも問題が重大であると思えるので質問する。

ふるさとづくり基金 条例4条には、「ふるさとづくり基金積立金



はふるさとづくり寄付金の額とする」と定められており、寄付されたお金はすべてふるさとづくり基金に積み立てなければなりません。

平成25年度決算、歳入ふるさとづくり寄付金について、財政課長は最後の1万円が寄付された日が平成26年3月31日であり、寄付された方が平成25年度の寄付として取り扱うよ

う要求されたので予算計上せずに処理をし、同時に歳出ふるさとづくり基金積立金においても、予算計上せずに予備費からの充用で積み立てをおこなったとの説明であった。

つまり、寄付されたお金があるのにそれを使わず、予備費を充用して積み立てるといふ処理をおこなったことになる。

予備費とは地方自治法217条に「予算外の支出または予算超過の支出に充てるため歳入歳出予算に計上しなければならぬ」と定められている。

予備費を充用するのは予算が足りないからおこなうのであって、おこなうべき予算計上をおこなわずに予備費から充用して対応するという財務処理は、地

方自治法210条に定められている総計予算主義の原則に反するのではないか。

町長

ふるさとづくり寄付金の財務処理について、補正予算を組んで処理をしているが、先の決算書の中の1件については年度末の時期であったため、予備費の充用処理をもって、ふるさとづくり基金に積み立てたところである。

県の市町村課に町の財務処理について確認したところ、とくに問題は無いとのことであった。

質問

予算計上せずに処理をしてもかまわないという「法もしくは施行令」があるなら示していただきたい。

町長

そこまでは調べていないが、県の市町村課が問題はないといっているのだから法的にも問題はないと解釈している。

質問

予算計上せずに処理

のできる金額の上限とかはあるのか。

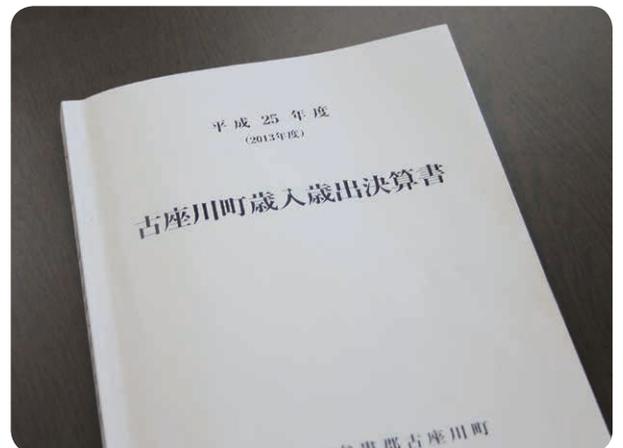
町長

とくにいくらかまでは考

質問

法的根拠も明らかでない。金額の上限も考えていない、というのは総計予算主義の原則を例外にするような法律など存在しないということではないか。

地方自治法210条には「1会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に計上しなければならぬ」と書かれており、お金の流れを明らかにすることによって、不正を起すことにくくするために設けられている大原則だ。地方自治体の財政と



決算書

この大原則を守らなかつたからではないか。不正を起さないうちにも、今後一切の収入支出は予算に計上するよう要求する。(この文章は本人がまとめたものです)

寄付されたお金があるのに、そのお金を基金に積み立てず、予備費を使うというお金の流れがわかりにくい取り扱いが生じたのは、この大原則を守らなかつたからではないか。不正を起さないうちにも、今後一切の収入支出は予算に計上するよう要求する。(この文章は本人がまとめたものです)

大災害に備えて 宅地の造成を

新屋 常夫



大洪水、大津波に備えた高台への住宅地の造成をということでお伺いする。
来年には、高速道路



平成23年の大洪水

がすさみ町江住まで完成する。串本町までの高速道路の整備が事業化されている。

田辺市、新宮市への通勤が楽になることから、住宅や宅地の整備が必要でないかと思っ

ている。
しかし、三年前の大洪水、今後起こるとい

われている大地震、大津波、それに伴う山の崩壊と、災害が起きると予想されている。矢本議員の質問の中で町長は、古座川町で子育てしたい町づくりと答

弁している。町内に若者を呼び込むためには、高台への宅地の造成が必要ではないかと思っ

ている。
串本町や旧古座町の宅地造成したところは、ほとんど完成され住宅が建築されている。今こそ宅地造成が必要でないか。

数カ月前、県は宅地の裏山から危険カ所の調査をおこなっている。

急傾斜工事をしたところには、住宅を建築する場合は自分で山側へ擁壁をつくって建築しなければならぬとある。町内はほとんどの地区がそういう土地であることから、高台

への宅地造成が必要ではと思っている。町内で居住して頑張っている若い人もそれを望んでいる。

町長

古座川町は、急峻な山と川の間にならずかな平地があるという地形になっている。適地があるか、調査、検討を重ねている。

ヘリポートの設置を

質問

災害時には孤立集落ができる場合がある。七川地区、小川地区のヘリポートの設置できない地区には早急に設置していただきたい。

町長

七川地区に限らず整備が必要と思われる集落については、各区長さんに用地の確保をお願いし、確保できたところから準備を進めている。
いま松根地区で用地の確保を検討している。

ラジオ難聴地区の解消を

旧古座町上野山のNHKの中継局が改修され、その後は、東は勝浦まで西は江住までよく聞こえるようになったが、町内は三尾川地区上流、小川地区は難聴地区になっている。

西川地区の懇談会では、どの放送局の放送も聞けないという意見も出た。

町長

災害時にはラジオが一番というが、難聴地域解消のため関係機関へ再度働きかけていた

町長

ラジオは災害時には最も身近で有効な情報源と認識している。知事との懇談会や機会があるごとに関係機関へ古座川町のラジオの難聴解消を要望している。

県としても国に対して中継局など、通信ネットワーク整備におけるラジオ放送事業者の

負担軽減を図るため、財政措置を含む支援制度の創設を国に要望し、今後、国による支援制度が創設された場合は県内のラジオ放送事業者と調整をおこないながら、他の市町村とも連携して支援制度を積極的に活用し、受信環境改善のために取り組んでいくとのことである。

町としても継続してラジオ事業者や和歌山県に改善の要望をおこなっていく。
(この文章は本人がまとめたものです)



防災ラジオ

地区懇談会を開催

議会改革特別委員会



地区懇談会（平井地区）

古座川町議会では、昨年3月から議会改革特別委員会を立ち上げて、議会の改善や活性化などを協議しています。その中で、地区懇談会を開いて直接住民の声を聞くことも重要だとの見解もあり、まず七川地区で懇談会を開催することにいたしました。11月26日に、議員

が3つの班に分かれて、1班は平井・添野川、2班は松根・佐田3班は下露・西川へ赴きました（成川は西川に合流）。懇談の時間は、それぞれ90分ぐらいでした。

各会場とも、住民の皆さんが日頃困っていることや、町、県、国、そして町議会への要望や疑問を、たくさん聞かせていただきました。草刈りの問題や道路整備への要望、産業振興や過疎対策への提言などを伺うことができました。

町議会としても、問題解決のために研究、努力を重ねたいと考えています。参加いただいた皆さん、ありがとうございました。また、この懇談会に当たり、区長さんはじめいろいろとお世話いただいた方に改めてお礼申し上げます。七川地区以外での懇談会については、現在日程を検討中です。

意見書

手話言語法制定を求める意見書（要約）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境を整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考

える。よって古座川町議会は、政府と国会が左記事項を講ずるよう強く求めるものである。記 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

【提出先】
内閣総理大臣



和歌山県聴覚障害者協会の皆さんと総務常任委員

意見書

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書（要約）



軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんか

んなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様です。しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならな

周知が重要と考え、左記事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

記

1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるように、労災認定基準を改正すること。

2. 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法などを、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。

3. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

【提出先】

- 衆議院議長
- 参議院議長
- 内閣総理大臣
- 総務大臣
- 厚生労働大臣
- 文部科学大臣
- 国民・教育機関への啓発・

道路予算の確保を求める意見書（要約）

近い将来発生することが予想される東海・東南海・南海3連動地震等により国道42号は、壊滅的な被害を受ける恐れがあるため、迅速な救助・救援活動には、高速道路をはじめとする幹線道路ネットワークが必要不可欠であることを踏まえ、平成26年度補正予算や平成27年度政府予算案編成にあたっては、左記の事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 紀の国わかやま国体開催に向けた道路予算の確保

近畿自動車道紀勢線「田辺〜すさみ間」、那智勝浦道路

2. 真に必要な道路事業を計画的に推進するための予算の増額

近畿自動車道紀勢線等の整備を計画的にかつ着実に推進するため、経済対策として実施される補正予算や、「新しい日本のための優先課題推進枠」を活用するなどにより、道路関係予算を増額すること。

【提出先】

- 衆議院議長
- 参議院議長
- 内閣総理大臣
- 財務大臣
- 国土交通大臣
- 内閣府特命担当（防災）大臣



編集委員会より
新年明けましておめでとうございます

毎年、元旦に那智山へ初詣に行くようになって早や25年。

今年は強風が吹き、視界が悪くなるくらいの雪が舞い、とても寒い初詣になりました。例年だと何人かの知人に会うのですが、それも早く帰宅した次第です。

12月議会は、人事院勧告に対応した内容が主で、当局から議員も期末手当15%引き上げでは、との話がありました。したが、全議員で話し合い、丁寧に断りました。

また、老人福祉費では、配食サービス事業が、約200食増になる見込みとの説明があり、高齢化率が県下の一つではないかと思えます。

最近では寒さが厳しくなっていますが、皆さん体調には充分気を付けてお過ごしください。
(大屋一成)